

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案の概要

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

⇒ 障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・ アクセシブルな電子書籍等（デジタール図書、音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・ 視覚障害者等の障害の種類、程度の応じた配慮がなされること

基本的施策（9条～17条）

- ① 視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等
 - ② インターネットを利用したサービス提供体制の強化
 - ③ 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援
 - ④ アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等
 - ⑤ 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備
 - ⑥ 端末機器等・これに関する情報の入手支援
 - ⑦ 情報通信技術の習得支援
 - ⑧ アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等
 - ⑨ 製作人材・図書館サービス人材の育成等
- ※ 地方公共団体は、③の一部、④、⑤及び⑧を除き、国と同様の施策を講ずる。

その他

- ・ 文部科学大臣、厚生労働大臣が定める基本計画で施策の具体化、地方公共団体は計画策定の努力義務
- ・ 政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等の義務付け